

警察官の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

奈良県人事委員会委員長 音田昌子

奈良県人事委員会規則第十四号

警察官の任用に関する規則の一部を改正する規則

警察官の任用に関する規則（昭和三十年五月奈良県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第四条及び第五条を削る。

第六条中「及び昇任」を削り、「から第十条」を「及び第九条」に改め、同条を第四条とし、第七条を第五条とし、第八条を第六条とする。

附則

（施行期日）

1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の昇任に係る申請その他の手続であつて、施行日前にされたものについては、この規則による改正後の警察官の任用に関する規則に基づいてされたものとみなす。

（警察官の任用に関する規則第四条第六号の特例に関する規則の廃止）

3 警察官の任用に関する規則第四条第六号の特例に関する規則（昭和五十三年三月奈良県人事委員会規則第十七号）は、廃止する。